

かながわけんこうこうせいとうしょうがくきゅうふきん つうじょうきゅうふ かけいきゅうへんたいしおきゅうふ 神奈川県高校生等奨学給付金(通常給付・家計急変対象給付)

および

よこすかししゅうがくしえんきん おしらせ 横須賀市修学支援金のお知らせ

別添チラシのとおり「高校生等奨学給付金」および「横須賀市修学支援金」のお知らせを配付します。対象のご家庭は申請手続きをお願いします。

	所得審査対象	所得審査基準額
神奈川県高校生等奨学給付金(通常給付)	保護者(原則親権者)全員 就学支援金と同一	住民税所得割額が0円または 生活保護受給 (年収目安270万円未満)
" (家計急変対象給付)	"	上の条件を満たさないが、離婚や失職等により、年収見込みが住民税所得割非課税相当となった世帯
横須賀市修学支援金	住民票上同一世帯の住民税上扶養されていない者全員	住民税課税標準額×6%－市民税調整控除額<51,200円(0円は不可) (年収目安350万円未満)

※年収目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で両親のうち一方のみ働いているケースの目安です。実際に対象となるかは個々のケースで変わります。

【高校生等奨学給付金(通常給付)について】水色のチラシ

- 対象の方は詳細版のお知らせを事務室窓口へ取りに来てください。(生徒可)
システムではなく紙での申請希望の場合は申し出てください。
- 本給付の対象とならない方(市県民税所得割額が0円でない等)のうち横須賀市在住の方は、一定の収入要件で「横須賀市修学支援金」を申請できます。どちらか一方の申請となります。
- 新入生で一部早期給付の申請をした方が残りの年額を受給するには、今回の通常給付の申請も必要です。(システムではなく紙での申請)

【高校生等奨学給付金(家計急変対象給付)について】黄色のチラシ

- 対象の方は詳細版のお知らせを事務室窓口へ取りに来てください。(生徒可)
- 申請は紙のみです。
- 横須賀市修学支援金とは重複申請できません。
- 申請には所得のほかに事由発生にかかる証明書類等も必要になります。

裏面に続く

【横須賀市修学支援金について】桃色のチラシ

- 対象の方は申請書等を学校職員室または横須賀市役所窓口・ホームページで入手してください。申請先は横須賀市です。
- 「横須賀市修学支援金」の締め切りは8月29日（金）となっています。申請には学校長の推薦書（在学確認）が必要となります。夏休みに入ってしまうのでお早目の行動をお願いします。
- 「高校生等奨学給付金」の対象かどうかはつきりしない場合は、早めに令和7年度の市県民税所得割額の確認をすることをおすすめします。
(失敗例：「高校生等奨学給付金」の申請を個人番号（マイナンバー）でしていたら、所得割額が0円でなく不認定となつたが、審査結果が判明したのが8月末以降だつたため「横須賀市修学支援金」を申請できなかつた)

【税額の確認方法などについて】

- 所得割額、課税標準額は次のいずれかで確認することができます。
 - ① 令和7年度 課税証明書
市役所等で発行してもらう（有料）
 - ② 令和7年度 特別徴収税額通知書
会社員等で給料から住民税を天引きされている方が会社からもらうもの
 - ③ 令和7年度 納税通知書
自営業等住民税を納付書で納める方が納付書と一緒に市役所から送付されるもの
 - ④ マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルHP「わたしの情報」

- 横須賀市在住以外の方は、それぞれの自治体にも内容や要件は違いますが支援制度があると思われますので、各自治体のホームページや広報等でご確認ください。

ご不明な点は問合せ先までご連絡ください。

問合せ先

横須賀南高等学校 事務室 橋
電話 046-834-5671（音声案内6）
平日 8:40～16:50

横須賀市修学支援金の詳しい内容については、
横須賀市教育委員会支援教育課
電話 046-822-8480

住民税の課税標準額及び市民税調整控除額、所得割額の確認方法

住民税（市県民税）の課税標準額及び市民税調整控除額、所得割額は、下記いずれかの書類により確認することができます。

マイナンバーカードをお持ちの方はスマホ等を使ってマイナポータルで確認することができます。

1. 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書 ⇒ 会社などにお勤めの方
2. 市民税・県民税 課税（非課税）証明書 ⇒ 市役所、行政センター、役所屋等で発行
3. 市民税・県民税 納税通知書（税額決定通知書） ⇒ 自営業、普通徴収などの方

1. 市民税・県民税 特別徴収税額決定通知書

2. 市民税・県民税 課税（非課税）証明書

令和〇年度 市県民税課税・非課税（所得）証明書		サンプル																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">賦課期日住所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; width: 50%;">生年月日</td> </tr> </table>		賦課期日住所		氏名				生年月日																		
賦課期日住所																										
氏名																										
		生年月日																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">○年中の所得の内容 円</td> </tr> <tr> <td>給与収入金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>公的年金等収入金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> </tr> </table>		○年中の所得の内容 円		給与収入金額		公的年金等収入金額		...		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">所得控除額の内訳 円</td> </tr> <tr> <td>雑損控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療費控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">どちらも0円⇒高校生等奨学給付金該当</td> </tr> <tr> <td>特定期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定寡婦</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤労学生</td> <td></td> </tr> </table>	所得控除額の内訳 円		雑損控除		医療費控除		社会保険料控除		どちらも0円⇒高校生等奨学給付金該当		特定期間		特定寡婦		勤労学生	
○年中の所得の内容 円																										
給与収入金額																										
公的年金等収入金額																										
...																										
所得控除額の内訳 円																										
雑損控除																										
医療費控除																										
社会保険料控除																										
どちらも0円⇒高校生等奨学給付金該当																										
特定期間																										
特定寡婦																										
勤労学生																										
<p>「課税標準額×6%－市民税調整控除の額」で算出した 金額が 51,200円未満⇒横須賀市修学支援金該当</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">配偶者特別控除</td> </tr> <tr> <td>扶養控除</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">所得の合計金額</td> </tr> <tr> <td>人數内訳 一般</td> <td>○人</td> </tr> <tr> <td>同居老人</td> <td>○人</td> </tr> <tr> <td>16歳未満</td> <td>○人</td> </tr> <tr> <td>同居特障</td> <td>○人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">特定別居老人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">普通障害別居特障</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">基礎控除額の合計</td> </tr> </table>	配偶者特別控除		扶養控除		所得の合計金額		人數内訳 一般	○人	同居老人	○人	16歳未満	○人	同居特障	○人	特定別居老人		普通障害別居特障		基礎控除額の合計					
配偶者特別控除																										
扶養控除																										
所得の合計金額																										
人數内訳 一般	○人																									
同居老人	○人																									
16歳未満	○人																									
同居特障	○人																									
特定別居老人																										
普通障害別居特障																										
基礎控除額の合計																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和〇年度 課税標準額 円</td> </tr> <tr> <td>総所得金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">その他の課税標準額の合計</td> </tr> </table>		令和〇年度 課税標準額 円		総所得金額		その他の課税標準額の合計		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和〇年度 市県民税額 円</td> </tr> <tr> <td>年 税種類</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税</td> <td>所得割</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td></td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td></td> </tr> </table>	令和〇年度 市県民税額 円		年 税種類		市民税	所得割	均等割		所得割		均等割							
令和〇年度 課税標準額 円																										
総所得金額																										
その他の課税標準額の合計																										
令和〇年度 市県民税額 円																										
年 税種類																										
市民税	所得割																									
均等割																										
所得割																										
均等割																										

裏面あり

3. 市民税・県民税 納税通知書（税額決定通知書）

所得金額、所得控除明細及び税額		3ページ目に記載されています	
所得金額（円）		所得控除額（円）	
総所得	事業等	事業等	事業等
	農業	農業	農業
	不動産	不動産	不動産
	利子	利子	利子
	配当	配当	配当
	給与（所得金額調整控除後）		
	雜	雜	雜
	公的年金等	公的年金等	公的年金等
	業務・その他	業務・その他	業務・その他
	譲渡	譲渡	譲渡
一時	一時	一時	
計	計	計	
分離所得	短期譲渡	短期譲渡	短期譲渡
	長期譲渡	長期譲渡	長期譲渡
	山林	山林	山林
	一般株式等の譲渡	一般株式等の譲渡	一般株式等の譲渡
	上場株式等の譲渡	上場株式等の譲渡	上場株式等の譲渡
	上場株式等の配当等	上場株式等の配当等	上場株式等の配当等
	先物取引	先物取引	先物取引
	退職	退職	退職
	合計所得金額	合計所得金額	合計所得金額
	繰越控除額（7頁）	繰越控除額（7頁）	繰越控除額（7頁）

どちらも0円⇒高校生等奨学給付金該当

「課税標準額×6%－市民税調整控除の額」で算出した金額が 51,200円未満⇒横須賀市修学支援金該当

所得控除額が異なります。

3

繰越控除、税額控除の明細及び充当又は委託納付に係る事項		7ページ目に記載されています	
繰 越 控 除		税額控除等	
変更前(円)		変更前(円)	
市税	調 整 控 除	調 整 控 除	調 整 控 除
	所 得 割 調 整	所 得 割 調 整	所 得 割 調 整
	配 当 控 除	配 当 控 除	配 当 控 除
	住 宅 借 入 金	住 宅 借 入 金	住 宅 借 入 金
	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金
	外 国 税 領	外 国 税 領	外 国 税 領
	定 額 減 税 領	定 額 減 税 領	定 額 減 税 領
	譲 渡 ・ 配 当 割 額	譲 渡 ・ 配 当 割 額	譲 渡 ・ 配 当 割 額
	合 計	合 計	合 計
	調 整 控 除	調 整 控 除	調 整 控 除
県税	所 得 割 調 整	所 得 割 調 整	所 得 割 調 整
	配 当 控 除	配 当 控 除	配 当 控 除
	住 宅 借 入 金	住 宅 借 入 金	住 宅 借 入 金
	寄 附 金	寄 附 金	寄 附 金
	外 国 税 領	外 国 税 領	外 国 税 領
	定 額 減 税 領	定 額 減 税 領	定 額 減 税 領
	譲 渡 ・ 配 当 割 額	譲 渡 ・ 配 当 割 額	譲 渡 ・ 配 当 割 額
	合 計	合 計	合 計
	充 当 又 は 委 托 納 付 に 係 る 事 項	変 更 前 (円)	(円)
	配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額 * 1		
給与からの特別徴税額に充当又は委託納付する金額 * 2			
普通徴収税額に充当又は委託納付する金額 * 3			

* 1 所得割から控除しきれなかった分です。
 * 2 9頁下段の充当又は委託納付済額の合計です。
 * 3 9頁上段の納付（充当又は委託納付）済額に含まれます。

7

★確認時の注意事項

- 保護者（原則親権者）全員分を合算します。横須賀市の修学支援金では同一世帯で保護者以外の保護者の扶養に入っていない人の分も合算します。
- 横須賀市の令和6年度書式を掲載しています。書式の変更、他の市区町村の場合など書式や掲載位置が違うことがあります。

令和7年度

<県立 全日・定時・通信制 概要版>

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金（申請必要）
生活保護（生業扶助）受給世帯・住民税所得割非課税世帯が対象

1 申請できる方 令和7年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす世帯

(1) 保護者の方が神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。
- 都道府県によって申請期限が異なりますので、お早めに（できれば7月中に）ご確認ください。

(2) 生活保護（生業扶助）受給世帯または住民税所得割非課税世帯であること。

- 生活保護（生業扶助）受給世帯（以下「生活保護世帯」という。）の確認は、令和7年7月1日現在の生業扶助の措置状況で確認します。
 - 住民税所得割非課税世帯（以下「非課税世帯」という。）の確認は、保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額で確認します。
- ※ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

(3) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

2 申請期間 令和7年7月1日（火）～令和7年10月31日（金）校内締切

- 令和6年度から電子申請を導入しています。詳細は申請マニュアル等をご確認ください。
- なお、電子申請が不可能な場合や著しく困難な場合は、申請書（紙）での申請も受け付けますので、学校担当者までお申し付けください。
- 書類審査がありますので、お早めにご提出ください。
- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請月の2か月後の末頃を予定 （例）7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。
- 非課税世帯の方で、個人番号（マイナンバー）を利用した収入状況確認を希望した場合、非課税証明書等を利用した場合よりも支給時期が更に1か月程度遅くなる可能性があります。

4 非課税世帯の方で個人番号（マイナンバー）を利用する方

- 神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）詳細版>の3ページをご覧ください。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。
問合せ先：神奈川県立横須賀南高等学校 事務室 電話 046-834-5671（音声案内6）

高校生等奨学給付金（通常給付）対象者及び給付額確認シート

令和7年7月1日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

は い

いいえ

都道府県ごとに申請期間が異なりますので、早急にお住まいの都道府県にお問合せください。

令和7年7月1日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

は い

いいえ

該当しません。

（休学又は7月2日以降の入学の場合はお問い合わせください。）

令和7年7月1日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

は い

いいえ

保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円（非課税）ですか？

は い

いいえ

該当しません。

「生活保護世帯」の給付額です

国公立：32,300円
私立：52,600円

※ 保護者の方に令和7年度の住民税所得割が課税されている方がいる場合は対象外

「非課税世帯」の給付額です。

高校生等が7月1日時点で在籍している課程に応じて、給付額が異なります。

（国公立）

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制： 50,500円

（私立）

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制： 52,100円

神奈川県高校生等奨学給付金 (家計急変世帯対象給付・国公立)

**授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金(申請必要)
家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となった世帯が対象**

1 申請できる方 次の要件のすべてを満たすことが必要です。

- (1) 家計急変による経済的理由により、保護者全員の年収見込が住民税所得割非課税相当になったと認められること。

<住民税所得割非課税に相当する年収見込> 9名扶養以上の場合はお問合せください。

扶養人数	0名扶養	1名扶養	1名扶養 ※ひとり親世帯	2名扶養	3名扶養
①個人事業者	450,000円以下	1,120,000円以下	1,350,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下
②給与所得者	1,000,000円未満	1,704,000円未満	2,044,000円未満	2,216,000円未満	2,716,000円未満
扶養人数	4名扶養	5名扶養	6名扶養	7名扶養	8名扶養
①個人事業者	2,170,000円以下	2,520,000円以下	2,870,000円以下	3,220,000円以下	3,570,000円以下
②給与所得者	3,216,000円未満	3,704,000円未満	4,140,000円未満	4,576,000円未満	5,016,000円未満

- 保護者が複数いる場合は、それぞれの保護者について年収見込を確認してください。
- 個人事業者は、家計急変後の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
- 給与所得者は、家計急変後の年収見込（通勤手当を除く給与収入）が②に該当すること。
- 保護者全員の令和7年度の住民税の所得割が非課税である世帯、又は令和7年7月1日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は、通常給付でご申請ください。

(2) 保護者の方が認定基準日に神奈川県内に住所を有していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

(3) 対象となる高校生等が認定基準日に高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。
- 高校生等に生活保護（生業扶助）が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高校生等が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）に入所又は里親に養育されており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は支給対象外となります。
- 高等学校等とは、高等学校（別科を除く。）、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものをいいます。

◆ 認定基準日

- ・ 令和7年7月1日以前に家計が急変した場合は、令和7年7月1日が認定基準日となります。
- ・ 令和7年7月2日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の1日が認定基準日となります。

2 申請期限 令和7年12月15日（月）※審査がありますので、お早めにご申請下さい。

- 高校生等を複数扶養している場合は、それぞれの高校生等について申請が必要です。

3 支給時期 申請した月の2か月後の末頃を予定 （例）7月申請⇒9月末頃支給

- 申請が集中した場合は、支給時期が遅くなる場合があります。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、事務室に用意していますので、お申し出ください。

問合せ先：神奈川県立横須賀南高等学校 事務室 電話 046-834-5671(音声案内6)

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）対象者及び給付額確認シート

認定基準日現在、保護者の方は神奈川県内にお住まいですか？

は い

いいえ

都道府県ごとに制度が異なります
ので、お住まいの都道府県にお問合せください。

認定基準日現在、高校生等は学校に在籍していますか？

は い

いいえ

該当しません。

認定基準日現在、高校生等は生活保護（生業扶助）を受けていますか？

は い

いいえ

保護者全員の令和7年度の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額は0円
(非課税)ですか？

は い

いいえ

家計急変により保護者全員の年収見込が非課税相当となりましたか？

は い

いいえ

該当しません。

家計急変世帯に該
当しませんが、通
常給付の申請が可
能※です。

※生活保護世帯
は、令和7年7月1
日現在、生活保護
(生業扶助)を受け
ている場合に限
ります

高校生等が認定基準日時点で在籍している課程に応じて、給付額が異な
ります。

(国公立)

- ・全日制：143,700円
- ・定時制：143,700円
- ・通信制： 50,500円

(私立)

- ・全日制：152,000円
- ・定時制：152,000円
- ・通信制： 52,100円

◆上記の単価は年額の例です。7月2日以降に家計急変した場合は、認定基準日以降の月数に応じた月割額
となりますので、上記の単価とは異なります。



高校生対象 横須賀市の奨学支援金制度（給付型＝返還不要）について

令和7年度 修学支援金（横須賀市奨学支援金制度）のお知らせ

申請できる方（つきの要件を全て満たすことが必要です。）

○本人が令和7年9月1日現在、横須賀市内に住所を有し高等学校等に在籍していること。

【高等学校等とは】

*高等学校（全日制・定時制は問いませんが、通信制、専攻科及び別科は除きます）

*中等教育学校（後期課程）及び高等専門学校（第1学年から第3学年まで）

【所得等判断基準】

○令和7年度住民税の課税標準額×6%－市民税調整控除の額で算出した金額が 51,200円未満の世帯であること。（非課税の場合は県奨学給付金の対象となり、申請できません。）

○令和7年9月1日現在、生活保護を受けていないこと。

○令和7年度にその他給付型奨学金を受給していないこと。※貸付型は併用可

○授業料・入学料・入学準備のための経費（制服・鞄・靴など）以外の教育費について、特待制度などで他からの助成を受けていないこと。

【授業料・入学料・入学準備のための経費（制服・鞄・靴など）以外の教育費とは】

・教科書代、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費など。

（支給条件）

○授業料・入学料・入学準備のための経費（制服・鞄・靴など）以外の教育費にかかる校納金に未払いがないか学校長に確認します。未払いがある場合、学校長からの依頼に基づき修学支援金を充当することになりますので、ご承知おきください。

申請方法

申請は、令和7年7月1日（火）～令和7年8月29日（金）の間に、下記のいずれかの方法でお願いいたします。

申請方法	提出先
1. 教育委員会へ持込	教育委員会支援教育課（市役所1号館6階2番窓口） 受付時間：土・日・祝日・休日を除く8:30～17:00
2. 郵送	〒238-8550 横須賀市小川町11番地 教育委員会支援教育課 修学支援金担当 あて <u>※不足書類があると受付ができませんので、提出前にご確認ください。</u> <u>※申請期間内必着でご提出ください。</u>

提出書類

1・4・6につきましては、【所定の書式】がありますので教育委員会支援教育課（市役所6階2番窓口）または市HPより取得してください。

1. 令和7年度横須賀市奨学支援金受給申請書（修学支援金用）【所定の書式】
2. 令和7年度市県民税課税証明書（原本）又は税額決定通知（写）又は特別徴収税額決定通知書（写）（世帯全員の扶養状況や課税額等が確認できるもの。）
3. 住民票の写し（3か月以内発行、世帯全員、続柄が記載されたもの。コピー不可。（※なお、マイナンバーが記載されているものは受け取れません。）
4. 横須賀市奨学生推薦書（学校長の印を押したもの）を在籍校より取得）【所定の書式】
5. 振込口座写し※申請者（生徒本人）の口座をご用意ください
6. 横須賀市修学支援金 使途調査票（令和6年度横須賀市修学支援金受給者のみ提出）【所定の書式】
※兄弟など同一世帯で複数人の申請をする場合の住民票の写しは1部で他コピー可。

支給額・時期

【支給額】 80,000円

【支給月】 令和7年10月（予定）

【結果通知】 結果については、事前に郵送でお知らせします。

【学校確認】 在籍校には在籍等の確認と校納金に未払いがないか等を確認します。

【振込】 申請者（生徒本人）名義の振込先口座にお振込みします。

【問い合わせ先】 横須賀市教育委員会支援教育課 電話 046-822-8480